



# NPOひかり



## 『NPOひかり第五回通常総会』

「特定非営利法人NPOひかり」第五回通常総会（平成二十一年度）が、五月二十八日（金）、改装工事が終わったばかりの富津市民会館において開催されました。

運営会員及び顧問の鴨川ひかり学園栗原施設長の出席を得て、式次第にしたがい定刻どおり開始。鈴木代表理事の挨拶、続いて薄光会山崎理事長の挨拶のあと、総会の議長として、豊岡支部の渡辺さんが選出され、以下の議案が審議されました。

- ◎ 平成二十一年度事業報告
- ◎ 平成二十一年度決算報告及び監事監査報告
- ◎ 平成二十一年度財産目録、貸借対照表
- ◎ 平成二十一年度事業計画（案）
- ◎ 平成二十一年度収支予算（案）
- ◎ 住所変更に関する件
- ◎ その他報告

全ての議案は、原案どおり承認又は決定されました。審議の詳細については割愛させていただきます。



## 『NPOひかり活動状況報告』



現在、豊岡支部の豊岡光生園ならびにケアホームを利用する利用者七名の財産管理、年金管理、身辺監護等の後見業務を実施しており、新たに三芳光陽園女性入所者に関する申し立ての審判が下りました。今年度は更に豊岡支部二件、三芳支部一件の申し立てを行う予定です。

後見事務担当の理事は、豊岡光生園入所者に関しては二カ月に一回、ケアホーム入居者に関しては毎月一回、時には訪問を告げずに面会に向き、後見業務に取り組んでいます。

今回、三芳光陽園の入所者の後見審判が下りたということで、後見業務も新しい展開が始まりそうです。

そもそも、成年後見制度は、介護保険制度とともに始まりました。「措置」から「契約」へという福祉の流れの中、契約能力のないお年寄りや障がいを持たれた方に代わり、契約を締結することが後見人の大きな役割です。法人の顧問弁護士からは、「入所契約にあたっては、後見人を選任しているということを条件にしなければならぬのでは？」という助言もいただいております。

三芳光陽園で入所者の看取りを行うようになりましたが、新たに相続財産の処分という問題が浮き彫りとなりました。今回看取りを行った入所者の場合、詳細は省かせていただきますが、後見人を立てていなかったため様々な問題が発生してしまい、頭を悩ませることとなりました。

これは、三芳光陽園だけの問題ではなく、薄光会全体の問題です。親なき後の憂いをなくすためにも、成年後見は必要不可欠なものなのです。後見人の認知度を高めていかなければなりません。まだまだ、先は長そうです。